

串間市集落支援員を募集します！

串間市集落支援員募集要項

串間市では、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有し、市と連携して地域への目配り、点検、合意形成、各種対策を実施して地域力の維持・強化を推進するために串間市集落支援員を募集します。（注：地域おこし協力隊ではありません。）

1 活動地域

串間市全域

2 活動内容

- (1) 市と協力し、地域住民とともに集落の現状、課題、るべき姿等についての話し合いを促進する活動
- (2) 地域住民とともに地域連携組織を推進するための活動
- (3) 集落点検や話し合いを通じ、必要と認められる施策、地域の実情に応じた活性化対策で、地域力の維持・強化を推進する活動
- (4) 情報の発信、交流活動への参加
- (5) その他市長が必要と認める活動

3 募集人員

1名



4 募集対象

次の要件をすべて満たす方とします。（性別、年齢、学歴不問）

- (1) 市税等の滞納がない方
- (2) 心身ともに健康で誠実に勤務できる方
- (3) 串間市の地域に精通し、地域に根差した活動ができる方
- (4) 活動に専任できる方
- (5) 地域の活性化に意欲とノウハウや知見があり、地区住民、市と積極的に協働ができる方
- (6) 普通自動車運転免許証を有している方
- (7) パソコン（ワード、エクセル等）の操作ができる方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方（別途確認します）

5 配属先

串間市総合政策課

6 雇用形態・期間

支援員は、「串間市非常勤嘱託職員の任用、勤務時間等に関する要綱」に基づく、嘱託職員とします。

支援員の任用開始は原則として平成30年4月1日とします。

任用期間は任用開始日から1年間とし、勤務状況等により、最長3年まで更新する場合があります。

7 勤務条件等

(1) 報酬

月額143,000円（賞与・手当等はありません。社会保険有。）

(2) 勤務時間

勤務時間は、原則として午前8時30分から午後3時30分までの間とし、勤務時間は週30時間とします。ただし、必要に応じて休日（祝日）活動を行うことがあります。その際は振替対応となります。また、活動時間が30時間を超える場合は別の週で調整することができます。

(3) 休暇

年次有給休暇のほか特別休暇があります。

9 申込受付期間

平成30年2月5日（月）から平成30年2月19日（月）まで

申込受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く）

10 応募

(1) 方法

下記に持参または郵送（平成30年2月19日（月）午後5時必着）

(2) 提出書類

履歴書（A4サイズ、写真添付（3ヶ月以内に撮影したもの））

市税の完納証明書

その他市長が求める書類

11 選考

書類選考及び面接選考。面接選考の日時等は追って通知します。

12 提出先及び問い合わせ先

〒888-8555

宮崎県串間市大字西方5550番地

串間市総務課

TEL：0987-72-1111

FAX：0987-72-6727

E-Mail：syokuin@city.kushima.lg.jp